

卸売市場物価高騰緊急対策事業費補助金について

農業ビジネス支援課

1 補助金の概要

卸売市場の安定的な運営による食の安定供給を図るため、卸売市場の電気料金の高騰分を補助する。

※ 5つ以上の節電取組の実施が要件

① 算定基礎額

電気料金高騰前
(令和3年8月～令和4年1月)
の電気料金の1か月平均

②

電気料金高騰後
(令和6年7月～12月)
の電気料金の1か月平均

③ 物価上昇率： $(② \div ① - 1) \times 100$

※ ③ ≤ 0 の場合は補助対象外

※ 低圧電力では、③が13.8%を超える場合は13.8%とする。

補助額 ① × ③ × **3** か月
(千円未満切り捨て)

2 補助金申請の例

(1) 開設者 = 卸売業者

→ 卸売業者（開設者）が申請

(2) 開設者 ≠ 卸売業者（開設者が地方公共団体）

→ 卸売業者が申請

(3) 開設者 ≠ 卸売業者（開設者が民間事業者）

開設者と卸売業者が、それぞれ電力会社に電気料金を支払っている場合

→ 開設者と卸売業者が、それぞれ補助金を申請

(4) 開設者 ≠ 卸売業者（開設者が民間事業者）

開設者が電力会社に電気料金を支払い、かつ、卸売業者を含む場内事業者から電気料金相当額を徴収している場合

→ 電気料金相当額を負担した場内事業者に対し、負担額に応じた補助金相当額を還付することを条件に、開設者が申請